

新監査公表第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 3 月 25 日

新潟市監査委員	貝 瀬	壽 夫
同	宮 本	裕 将
同	水 澤	仁
同	小 泉	仲 之

監 査 結 果 の 報 告

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の目的

本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成 22 年度包括外部監査で「社会福祉法人に対する財産の貸付に係る減免については相手方の資力等を調査し適切に判断すべき」と指摘され、また、平成 25 年度決算審査意見書においては「旧来ルールのまま継続している福祉施設等への市有地の無償貸与について有償化に向けての取組みを進めること」と指摘した。介護保険制度実施以前に、当時の市町村が設置（以下「公設」という。）した老人デイサービスセンターは老朽化が進み、今後施設や設備の改修の必要性が高まることから、公設老人デイサービスセンターの現状と課題を把握することを目的として監査を実施した。

3 監査の対象

次に示す平成 26 年 4 月 1 日現在の施設、指定管理者、市の所管課を監査の対象とした。

なお、平成 27 年度から平成 31 年度までの指定管理者の公募の結果、西川及び中之口については指定管理者が変更となった。

施設名	指定管理者	所管課
老人デイサービスセンター藤見	(社福)新潟市社会福祉協議会	東区健康福祉課
老人デイサービスセンター本町		中央区健康福祉課
老人デイサービスセンター小須戸		秋葉区健康福祉課
老人デイサービスセンター味方 老人デイサービスセンター月潟 老人デイサービスセンター皐月園		南区健康福祉課
老人デイサービスセンター黒埼荘		西区健康福祉課
老人デイサービスセンター巻 老人デイサービスセンター潟東		
老人デイサービスセンター西川	(社福)新潟市社会福祉協議会 〔平成27年度からは (社福)新潟南福祉会〕	西蒲区健康福祉課
老人デイサービスセンター中之口	(社福)新潟市社会福祉協議会 〔平成27年度からは (社福)愛宕福祉会〕	
老人デイサービスセンター早川町	(社福)恩賜財団済生会支部 新潟県済生会	中央区健康福祉課
老人デイサービスセンター鏡淵	(社福)新潟市社会事業協会	
老人デイサービスセンターひばり	(社福)坂井輪会	
老人デイサービスセンター向陽園	(社福)中蒲原福祉会	江南区健康福祉課
老人デイサービスセンター かんばらの里	(社福)秋葉福祉会	秋葉区健康福祉課
老人デイサービスセンター黒埼の里	(社福)新潟南福祉会	西区健康福祉課
老人デイサービスセンター岩室	(一社)新潟県労働衛生医学協会	西蒲区健康福祉課
老人デイサービスセンター大山台	(社福)愛宕福祉会	高齢者支援課

※施設の概要については巻末に掲載

※(社福)は社会福祉法人,(一社)は一般社団法人を示す。

4 監査の実施期間

平成27年8月20日から平成28年3月25日まで

5 監査の着眼点

- (1) 本市の公設老人デイサービスセンターでは、指定管理者が収受した施設の利用料金をそのまま指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用し、各指定管理者は市からの委託料収入や市への施設使用料等の支出のない形で事業を実施している。一方、施設修繕等については、協定により一定の上限を定めて市と指定管理者との間で費用を分担しているが、指定管理期間が5年と有期であることから指定管理者に対し施設の長寿命化へのインセンティブが働き

にくいことが推察される。「財産経営推進計画」の観点に立って、このような状況について見直す余地があるか。

- (2) 指定管理者による施設管理や履行義務は、協定書や関係法令により適切に行われているか。また、会計処理、関係帳簿の管理、事業報告、規定の整備等は適正に行われているか。
- (3) 所管課と指定管理者は十分な連携を取ったうえで、所管課は指定管理施設の状況を的確に把握し、指定管理者に必要な指導を行っているか。
- (4) 指定管理者の指定、協定の締結、履行確認等の所管課の事務は適切に行われているか。

6 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象で示した施設の指定管理者及び当該施設の所管課に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取により実施した。

7 監査の結果

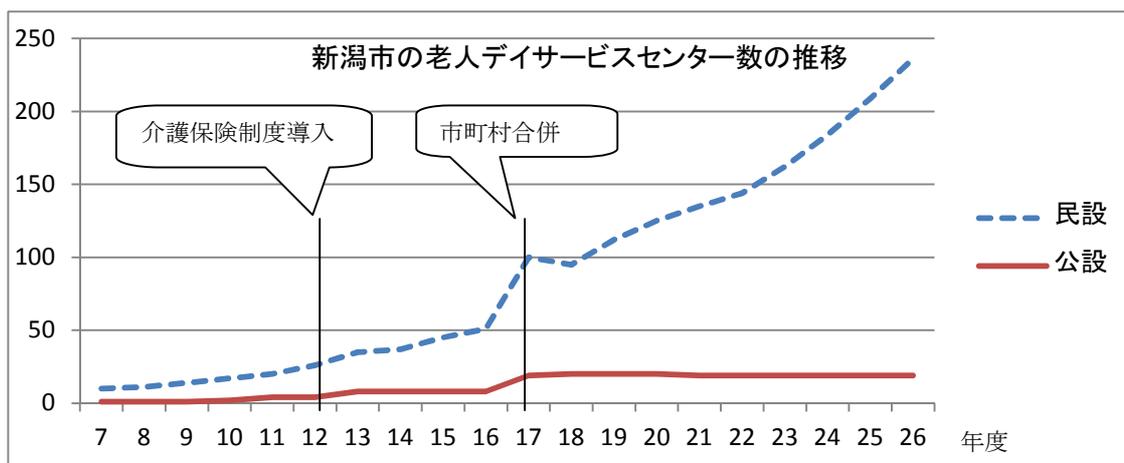
(1) 施設の状況

ア 新潟市の老人デイサービスセンターの概要

老人デイサービスセンターは、老人福祉法に規定する老人福祉施設のひとつとして位置づけられ、利用者が可能なかぎり自宅で自立した日常生活をおくることが出来るよう、自宅にこもりきりの利用者の孤独感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として設置されている。

老人デイサービス事業者は利用者の自宅から施設までの送迎を行い、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供しているが、最近では外出やレクリエーションを行うなど、サービス内容は多様化している。

「通所介護」である老人デイサービスは、昭和 54 年に寝たきり老人等の通所サービスとして開始され、平成 2 年の法改正において市町村による積極的取組みが示されたことで整備が進んだ。平成 10 年にはそれまで市町村が直営で実施してきたデイサービス事業について民間事業者などへの委託が認められるようになり、さらに平成 12 年に介護保険制度が開始されてからは介護保険制度の適用を受ける居宅サービスのひとつとして位置づけられたことにより、社会福祉法人や株式会社の民間事業者が事業に参入することとなった。



※ 旧黒埼町分は平成 13 年度から，合併 12 市町村分は平成 17 年度から，旧巻町分は平成 18 年度から施設数に算入した。

老人デイサービスセンターは，介護保険制度が導入された平成 12 年時点では，公設 20 施設，民設 32 施設であったが，平成 27 年度は公設 19 施設・民設 256 施設が運営されている。そのうち，公設の施設は全て指定管理者制度を導入し，管理・運営されている。

老人デイサービスセンターの施設数 介護保険開始時と現在との比較

区	平成12年(2000)介護保険開始時			平成27年(2015)		
	施設数	うち公設	割合	施設数	うち公設	割合
北 区	4	0	0.0%	24	0	0.0%
東 区	10	2	20.0%	47	2	4.3%
中央区	8	4	50.0%	63	4	6.3%
江南区	5	1	20.0%	21	1	4.8%
秋葉区	6	3	50.0%	33	2	6.1%
南 区	5	3	60.0%	14	3	21.4%
西 区	8	2	25.0%	52	2	3.8%
西蒲区	6	5	83.3%	21	5	23.8%
合 計	52	20	38.46%	275	19	6.9%

※数値は「介護台帳システムLIGHT」を基に作成した。
 ※平成12年の数値は，合併市町村の施設数が含まれている。
 ※平成20年度末に秋葉区で老朽化のため1施設を廃止した。

なお、公設施設の建物については、平成27年度時点で建築年数が最も古いもので24年が経過しており、19施設の平均建築年数は18.4年となっている。

新潟市の老人デイサービスセンター 建築年月日と建築(経過)年数

施設名	大山台	藤見	早川町	鏡淵	ひばり	本町	向陽園	小須戸	かんばらの里	味方
建築年月	H11.3.19	H12.10.3	H6.9.27	H9.7.23	H10.6.30	H12.11.17	H6.3.28	H7.3.31	H7.4.1	H12.2.1
建築年数	16	14	20	17	16	14	21	20	21	15

施設名	月潟	皐月園	黒埼荘	黒埼の里	巻	岩室	西川	潟東	中之口	平均
建築年月	H8.3.20	H3.4.1	H3.3.25	H12.2.27	H11.12.20	H8.3.19	H8.3.21	H6.3.31	H7.8.18	
建築年数	19	24	24	15	15	19	19	21	19	18.4

※平成27年4月1日現在で、1年に満たない期間は切捨てとした。

イ 地域別の状況

要支援者・要介護者1,000人当たりの施設数の平均は、新潟市全体では7.2施設であり、東区、中央区、秋葉区、西区で平均を上回っている。10km²当りの施設数の平均は新潟市全体では3.8施設で、東区、中央区、西区で平均を上回っている。これらのことから、旧新潟市域では比較的施設数は充足しているが、それ以外の旧市町村域では施設設置密度は低い状況となっている。

区別の人口・施設数の状況

区	面積(km ²)	人口(人)	65歳以上		要支援要介護認定者数		施設数		公設施設名	要支援・介護者1000人当施設数	10km ² 当施設数
			人口(人)	高齢化率(%)	(人)	認定率(%)	(26.4)	うち公設			
北区	106.38	76,246	19,520	25.6	3,517	18.0	23	0		6.5	2.2
東区	35.48	135,831	34,418	25.3	5,923	17.2	44	2	藤見・大山台	7.4	12.4
中央区	33.62	181,597	45,266	24.9	8,610	19.0	63	4	鏡淵・本町・ひばり・早川町	7.3	18.7
江南区	75.73	69,667	17,667	25.4	3,536	20.0	22	1	向陽園	6.2	2.9
秋葉区	96.43	77,907	21,553	27.7	3,897	18.1	34	2	かんばらの里・小須戸	8.7	3.5
南区	102.40	46,332	11,637	25.1	2,284	19.6	13	3	皐月園・月潟・味方	5.7	1.3
西区	92.97	152,113	38,911	25.6	6,929	17.8	53	2	黒埼の里・黒埼荘	7.6	5.7
西蒲区	176.29	59,965	16,613	27.7	3,127	18.8	19	5	西川・潟東・中之口・巻・岩室	6.1	1.1
合計・平均	719.30	799,658	205,585	25.7	37,823	18.4	271	19		7.2	3.8

※施設数を除く数値は新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画からの転載で、H26.5.1現在の数値。面積は概算で河川は含まれていない。

※施設数は平成26年度版介護保険サービスガイドからの抜き出しであり、認知症対応型を含む。

ウ 公設老人デイサービスセンターの状況

各指定管理者へのヒアリングでは、公設老人デイサービスセンターには次のような特徴があるとの意見が多くの施設から寄せられた。

- ・送迎が可能であれば、介護度の高い方や認知症の方でも受け入れ、利用を断らない。
- ・幅広いサービスを提供し、小規模施設のように機能訓練などに特化しない。
- ・比較的面積が大きく、余裕のあるレイアウトを取ることができる。
- ・一般浴、特(寝)浴、中間(座)浴などの浴槽を含め設備が充実している。
- ・利用者からは、公設であることによる信頼を得ている。

これらのことから、これまでの事業運営の積み重ねにより、公設施設は利用者にとって利便性が高く信頼感のあるものになっていることがうかがえる。

◆ この項目のまとめ

- ・介護保険制度開始時は公設 20 施設，民設 32 施設であったが，現在は公設が 19 施設で民設は 256 施設に増加している。
- ・公設の施設は全て完全利用料金制の指定管理者制度で運営されている。
- ・最も古い施設は築後 24 年が経過しており，平均では築後 18.4 年となっている。
- ・公設施設は利便性・信頼性が高いことがうかがえる。

(2) 運営状況等による分類

各施設を運営状況等により分類すると，概ね以下のとおりとなる。

ア 多層階の同一建物において市の他施設（コミュニティハウス，放課後児童クラブ，健康センター，老人憩の家，市営住宅等）と合築となっているもの

(ア) 老人デイサービスセンター鏡淵（同様事例：藤見，早川町，本町）

2 階建ての 1 階部分に設置されており，2 階部分には放課後児童クラブと白新コミュニティハウスが併設されている。

(イ) 老人デイサービスセンターひばり

2 階建ての 1 階部分に設置されており，2 階部分には老人憩の家ひばり荘が併設され，平成 27 年度から同一法人が指定管理者となっている。

(ウ) 老人デイサービスセンター大山台

特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）大山台ホーム及び養護老人ホーム松鶴荘と合築され一体で運営されている。デイサービス施設内には調理室はなく，3 施設分を特養でまとめて調理を行っている。平成 26 年度からは市の直営から指定管理者制度導入施設に管理運営形態が変更され，愛宕福祉会が 3 施設の指定管理者となっている。

イ 単層階の同一建物又は同一敷地内において市の他施設（健康センター，老人福祉センター，市営住宅等）との合築となっているもの

(ア) 老人デイサービスセンター黒埼荘（同様事例：小須戸，月潟，潟東）

老人福祉センター黒埼荘（同一指定管理者）と合築され，事務室は共用となっている。

なお，老人デイサービスセンター小須戸は，同一敷地内に老人福祉センター（同一指定管理者）と市営住宅が併設されている。

(イ) 老人デイサービスセンター臯月園（同様事例：味方）

老人福祉センターと渡り廊下で接続され，事務室は老人福祉センター内にある。平成 24 年 11 月から自主事業として基準該当サービス（※）を実施している。

なお，同様に老人デイサービスセンター味方においても平成 27 年 7 月から同サービスを開始している。

※基準該当サービス：介護保険制度による高齢者施設などが一定要件を満たした場合に障がい者や障がい児を特例的に受け入れる制度

ウ 隣接する法人所有特養などと渡り廊下で接続され一体で運営されているもの

(ア) 老人デイサービスセンター西川

新潟南福祉会所有の特養花見の里と渡り廊下で接続されている。平成 27 年度からは、指定管理者が社会福祉協議会から新潟南福祉会に変更となり、調理を特養で行うなど一体で運営されている。

(イ) 老人デイサービスセンター岩室

新潟県労働衛生医学協会の岩室医療福祉ゾーンの一角にあり、同法人所有の介護老人保健施設いわむろの里と渡り廊下で接続されている。調理はデイサービス施設で行われているが、経理・人員面は一体で運営されている。また、同施設においても基準該当サービスを実施し障がい者を受け入れている。

エ 法人所有の施設（特養など）と隣接して建築され、一体で運営されているもの

(ア) 老人デイサービスセンターかんばんの里

秋葉福祉会所有のショートステイ施設と合築されており、さらに同法人所有の特養かんばんの里と渡り廊下で接続されている。デイサービス施設内には調理室はなく特養の調理室で調理を行うなど一体で運営されている。また、同施設においても基準該当サービスを実施し障がい者を受け入れている。

(イ) 老人デイサービスセンター向陽園

中蒲原福祉会所有の特養向陽の里と渡り廊下で接続され一体で運営されている。特養の調理室で調理を行っているため、デイサービス施設内の調理室を廃止し、トイレを増設し倉庫に改修した。さらに定員増による居室拡張のため事務室を縮小している。また、同施設においても基準該当サービスを実施し障がい者を受け入れている。

(ウ) 老人デイサービスセンター黒埼の里

新潟南福祉会所有の特養黒埼の里と合築され一体で運営されている。デイサービス施設内には調理室はなく特養の調理室で調理を行っている。

オ 同一建物に市の他施設などが合築されており、かつ同一敷地内や隣・近接地に法人所有のデイサービスセンターを有する福祉施設があるもの

(ア) 老人デイサービスセンター中之口

老人福祉センターと合築され事務室は共用している。平成 27 年度からは、指定管理者が社会福祉協議会から愛宕福祉会に変更となった。なお、老人福祉センターも同一法人が指定管理者となっている。さらに隣接地にはデイサービスを有する愛宕福祉会所有の特養愛宕の園等の施設がある。

(イ) 老人デイサービスセンター巻

巻ふれあい福祉センター（同一指定管理者）と巻老人福祉協会所有の特養白寿荘西の一部が合築されている。また同一敷地内には白寿荘西の本体部分が隣接して建設されている。さらに近接地にはデイサービスを有する巻老人福祉協会所有の特養白寿荘東がある。

◆ この項目のまとめ

- ・施設を運営上状況により分類すると概ね次の5形態に分類できる。
- ア 多層階の同一建物において市の他施設との合築となっているもの（6施設）
- イ 単層階の同一建物又は同一敷地内において市の他施設との合築となっているもの（6施設）
- ウ 隣接する法人所有の施設（特養など）と渡り廊下で接続され一体で運営されているもの（2施設）
- エ 法人所有の施設（特養など）と隣接して建築され、一体で運営されているもの（3施設）
- オ 同一建物に市の他施設などが合築されており、かつ同一敷地内や隣・近接地に法人所有のデイサービスセンターを有する福祉施設があるもの（2施設）

各施設の運営状況

区分	施設名	施設区分等	複合・隣接施設
ア	鏡 淵	市の多層階複合施設	鏡淵ひまわりクラブ、白新コミュニティハウス
	藤 見	〃	母子生活支援施設ふじみ苑（同一指定管理者）
	早 川 町	〃	シルバーハウジング早川町住宅
	本 町	〃	白山コミュニティハウス
	ひ ば り	〃	老人憩の家ひばり荘（同一指定管理者）
	大 山 台	大山台高齢者福祉センターとして一体運営	特養大山台ホーム（同一指定管理者）、 養護老人ホーム松鶴荘（同一指定管理者）
イ	黒 崎 荘	市の単層複合施設	老人福祉センター黒崎荘（同一指定管理者）
	小 須 戸	〃	小須戸老人福祉センター（同一指定管理者）、 市営小須戸大川前住宅
	月 湯	〃	南区月湯健康センター（同一指定管理者）
	湯 東	〃	湯東健康センター（直営）
	皐 月 園	〃	老人福祉センター白寿荘
	味 方	〃	南区味方健康センター（同一指定管理者）、 老人福祉センターいこいの家楽友荘
ウ	西 川	法人所有施設と一体運営 （平成27年度～）	特養花見の里
	岩 室	法人所有施設と一体運営	介護老人保健施設いわむろの里
エ	かんばらの里	法人所有施設と合築・一体運営	特養かんばらの里、 老人短期入所事業かんばらの里
	向 陽 園	法人所有施設と一体運営	特養向陽の里、障害者支援施設あさひ園
	黒 崎 の 里	〃	特養黒崎の里
オ	中 之 口	市施設等との単層複合・法人施設隣接	中之口老人福祉センター（同一指定管理者）、中之口高齢者支援センター（同一指定管理者）、 特養愛宕の園、グループホームなかのくち
	巻	市施設等との多層階複合	地域保健福祉センター（同一指定管理者）、 特養白寿荘西

(3) 財務の概況

ア 財務報告体制

各指定管理者は、法人が準拠すべき会計基準（社会福祉法人会計基準等）に則り会計処理を行なっている。

各デイサービス施設では、指定管理者制度に基づき年度ごとの収支報告書を市に提出することになっているが、指定管理者が準拠すべき会計基準では、必ずしも個別の施設単位での区分で会計管理を行うことは求められていない。

そのため、各施設の収支は、デイサービス施設単位で区分経理している方法、デイサービス施設と指定管理者運営の併設施設（特養など）を一体として経理して、デイサービス施設の収支は支出額を一定の配賦基準に基づき配賦計算して作成する方法など、指定管理施設の置かれた状況により収支作成方法に違いがある。

また、収支計算書のほか、デイサービス施設単位で財務状態を表す貸借対照表まで作成している施設は3施設（早川町、鏡淵、ひばり）であった。

イ 収支の状況

各施設の経常収支の状況と全施設平均修繕費の推移

(単位:千円)

施設名	項目		平成26年度	直近3年平均	施設名	項目		平成26年度	直近3年平均
大山台(*1)	経常収入	a	6,877	6,877	月潟	経常収入	a	73,430	69,594
	経常支出	b	21,167	21,167		経常支出	b	69,132	66,115
	経常収支	c=a-b	▲ 14,290	▲ 14,290		経常収支	c=a-b	4,298	3,479
藤見	経常収入	a	89,559	88,974	皐月園	経常収入	a	43,717	43,635
	経常支出	b	80,114	77,225		経常支出	b	45,895	44,639
	経常収支	c=a-b	9,445	11,749		経常収支	c=a-b	▲ 2,178	▲ 1,004
早川町	経常収入	a	70,452	74,990	黒埼荘	経常収入	a	86,590	76,804
	経常支出	b	70,125	71,240		経常支出	b	77,034	69,022
	経常収支	c=a-b	327	3,750		経常収支	c=a-b	9,556	7,782
鏡淵	経常収入	a	74,225	75,546	黒埼の里	経常収入	a	78,637	85,496
	経常支出	b	57,462	59,563		経常支出	b	78,102	79,313
	経常収支	c=a-b	16,763	15,983		経常収支	c=a-b	535	6,183
ひばり	経常収入	a	55,605	59,571	巻	経常収入	a	65,786	67,099
	経常支出	b	57,239	58,450		経常支出	b	66,211	66,164
	経常収支	c=a-b	▲ 1,634	1,122		経常収支	c=a-b	▲ 425	935
本町	経常収入	a	90,249	93,896	岩室	経常収入	a	74,839	69,543
	経常支出	b	79,420	80,810		経常支出	b	87,626	81,235
	経常収支	c=a-b	10,829	13,087		経常収支	c=a-b	▲ 12,787	▲ 11,692
向陽園	経常収入	a	81,062	79,359	西川	経常収入	a	80,615	77,655
	経常支出	b	79,511	75,303		経常支出	b	70,738	70,234
	経常収支	c=a-b	1,551	4,057		経常収支	c=a-b	9,877	7,421
小須戸	経常収入	a	74,954	75,039	潟東	経常収入	a	62,746	66,575
	経常支出	b	75,198	71,174		経常支出	b	71,398	70,926
	経常収支	c=a-b	▲ 244	3,865		経常収支	c=a-b	▲ 8,652	▲ 4,352
かんばらの里	経常収入	a	81,870	84,244	中之口	経常収入	a	89,230	89,954
	経常支出	b	92,122	87,001		経常支出	b	71,930	73,186
	経常収支	c=a-b	▲ 10,252	▲ 2,757		経常収支	c=a-b	17,300	16,768
味方	経常収入	a	66,118	68,481	全体平均	経常収入	a	70,872	71,228
	経常支出	b	60,305	62,343		経常支出	b	68,986	67,637
	経常収支	c=a-b	5,813	6,138		経常収支	c=a-b	1,886	3,591

(*1)大山台は平成26年度より指定管理施設となり、直近3年平均は平成26年度収支を記載している。

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全施設の平均修繕費	592	756	1,445	940	1,027

平成 26 年度の単年度収支で赤字の施設は 8 施設である。直近 3 年平均では 5 施設（大山台含む）となる。3 年連続赤字の施設は 1 施設（岩室）、2 年連続赤字の施設は 4 施設（ひばり、渦東、かんばらの里、岩室）であった。また、利用者数は、平成 22 年度は公設の合計（大山台を除く 18 施設）は 140,097 人であり、1 施設当たり 7,783 人であった。平成 26 年度の公設の合計（19 施設）は 142,388 人で 1 施設当たり 7,494 人であり、1 施設当たりでは 3.7% の減となっている。

2 年連続赤字となる施設の主たる要因として、ひばりは利用者減少（平成 24 年度年間利用者 7,201 名から平成 26 年度年間利用者 6,109 名 15%減少）により赤字となった。渦東は他の施設と比較して利用者数が少なく（平成 26 年度の利用者数 6,745 名、全施設平均利用者数 7,494 名）、また、常勤職員数が他の施設に比べて多い（平成 26 年度の常勤職員数 22 名、全施設平均常勤職員数 16 名）ことにより人件費負担が大きく赤字となっている。かんばらの里及び岩室は「ア財務報告体制」に記載のとおり、指定管理者運営の併設施設と一体管理しているため、一体管理している区分では収支はプラスとなっている。

全体としては経常収支が減少傾向にあり、支出に占める修繕費は増加傾向にある。

今後、収益については、介護報酬改定（平成 27 年度▲ 2.27%）や平成 29 年 4 月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「新総合事業」という。）が開始されることで、先行きが不透明である。また、費用についても建築年数が 15 年を超える施設が多数あり、施設老朽化に伴う修繕費の負担等の増加が見込まれる。収支がプラスの施設であっても、今後は運営上厳しい環境にあり、マイナス収支とならない事業運営が求められる。

ウ 繰越金の状況

平成 26 年度の収支計算後の各施設（1 施設を除く）の繰越資金残高の平均は 56,479 千円（指定管理者の法人本体との繰入収支反映後）であった。残高がプラスとなった施設の最小額は 2,331 千円、最大額は 110,548 千円であり、施設によっては単年度の経常支出を上回る資金残高となっている。当該資金は事業継続に必要な財産であり、適切な事業計画に基づき、社会福祉事業等に投下されるべきものであることに留意する必要がある。

◆ この項目のまとめ

- ・併設されている法人所有の介護保険事業施設と一体として会計管理をしている施設もあり、各施設の収支報告書の作成において支出額の集計方法に違いがある。また、会計管理区分が必ずしも個別の施設単位となっていない。施設単位で貸借対照表まで作成している施設は 3 施設ある。
- ・平成 26 年度単年度赤字施設は 8 施設。2 期連続赤字は 4 施設。全体として経常収支は減少傾向にある。特に修繕費は増加傾向にある。今後、介護報酬の改定や施設の老朽化に伴う修繕費の増加等で事業環境は厳しくなることが見込まれ、マイナス収支とならない事業運営が求められる。
- ・各施設（1 施設を除く）の繰越資金残高の平均は 56,479 千円である。当該資金は、適切な事業計画に基づき社会福祉事業等に投下されることが求められる。

(4) 施設・設備及び備品の管理状況

指定管理者制度においては、公の施設の設置者である市と管理者である指定管理者が、施設等や利用者の特性に応じて想定されるリスクについて可能な限り把握し、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」ことを基本にリスク分担を行い、それを協定書に定めている。

ア 備品の管理

(ア) 棚卸し

備品の実地棚卸は、全施設において実施されていなかった。その結果、ほとんどの施設において、協定書に記載の備品と現状の備品が一致していなかった。

また、市所有の備品には備品整理番号票を貼付し管理することとされているが、ほとんどの施設において、備品整理番号票が貼付されていなかった。

老人デイサービスセンターの指定管理者は、現在の指定期間から公募で選定されるようになった。今後の更新時には指定管理者が替わることもあるため、資産保全の観点から、市所有の備品を定期的に確認し、備品整理番号票を貼付するなど、適正な備品管理が求められる。

(イ) リスク分担

指定管理に係る協定書では、市所有の備品について、経年劣化や毀損滅失等により使用できなくなった場合は必要に応じて、指定管理者が当該備品を購入又は調達することとされている。

老人デイサービスセンターには、入浴設備のように、施設に必要不可欠でかつ高額な設備品もあるが、備品に関する金額基準によるリスク分担は定められていない。そのため、現状では、入浴設備を取り替える必要が生じた時に、市と指定管理者で協議しているが、高額なため協議は難航している実態が見受けられた。

イ 施設の修繕

(ア) 現況

老人デイサービスセンターは、平均で築後 18.4 年経過しており、施設の老朽化が進行している。協定書では、1 件につき 500 万円以上の修繕は市が負担し、500 万円未満のものについては原則として指定管理者の費用において実施することになっている。今回の監査で全 19 施設について現地視察及び施設担当者へヒアリングを実施した結果、指定管理者から主な懸案事項として次の 2 点が挙げられた。

1 点目は、ボイラーや空調等の設備の故障に対する懸念である。ボイラーの更新は一般的に 20 年程度が目安とされているが、平均で 18.4 年経過している各施設においては、いつ故障してもおかしくない状況にある。しかも、長期的な使用ではメンテナンス用の部品の製造中止等により部品交換のみの部分補修での対応にも限界があり、設備全体の更新が必要な状況になりつつある。ボイラーが故障して使用できなくなった場合、状況によっては臨時休業などを余儀なくされ、指定管理者にとって収益の減少につながるうえ、利用者

にも大きく影響が及ぶことを指定管理者は強く不安に感じている。同様のことは、空調設備についても聞かれた。例えば、中之口では設置当初から19年経過した3系統あるGHP（ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン）が老朽化により更新が必要となったが、市で予算措置がなされていないため、最も調子の悪い1系統のみの部分的改修にすることで500万円未満とし、指定管理者の負担として対応していた。

2点目は、雨漏りが発生していることに対する懸念である。現地視察では、天井の雨染みが複数施設において見受けられた。特に、黒埼荘では、地盤沈下により、平成13年に増築した施設の接合部に施設内段差が生じており、天井が歪み雨漏りが発生していた。雨漏りは利用者にも影響が及ぶうえ、本格的に修繕する場合には費用が高額になるため、懸案事項となっている。なお、同施設においては、同じく地盤沈下により、浴室脱衣所の床に大きな段差が生じ利用者の移動に支障が出ていた。

指定管理者からは、リスク分担の金額基準500万円について、他市の同施設と比較して高額であるという意見が聞かれた。開設当初は高かった介護報酬が平成27年度には下がり、周辺に競合する民間施設が増え、さらに、平成29年度から開始される新総合事業の影響なども懸念されることから、リスク分担の金額基準についての検討が必要と思われる。

施設修繕の実施状況

年度	市負担の施設修繕工事		指定管理者負担の施設修繕工事	
	件数	金額	施設数	総額
	(単位：件)	(単位：千円)	(単位：数)	(単位：千円)
平成22年度	2	18,238	18	10,659
平成23年度	0	0	18	13,599
平成24年度	1	5,310	18	26,007
平成25年度	1	7,491	18	16,922
平成26年度	0	0	19	19,513
合計	4	31,039		86,700

(参考)

年度	件数	金額
	(単位：件)	(単位：千円)
平成27年度	3	26,972
平成28年度（予算）	2	35,171

※平成27年度は、2月補正(1件12,000千円)を含む。

(イ) リスク分担の運用上の問題

施設の修繕は、リスク分担の金額基準（500万円）を基に実施されている。その結果、前述したような事例が発生したと考えられる。

現在、本市においては、老人デイサービスセンターに係る全体的な中長期の修繕計画が策定されていないことなどから、修繕の必要性や緊急性が明らかでなく、平成26年度までは市が負担すべき高額修繕についての予算措置は取られていなかった。そのため、市による修繕が必要な場合には、補正予算を組むか、施設を所管する区に配当されている区政推進費の緊急対応分で対応することになるが、実態としてはほとんど後者で対応していた。

施設運営に支障が生じた時又はその恐れがある時に必要に迫られて修繕を実施することになり、事故の発生や臨時的な休業など利用者に影響が及ぶことが懸念される。その一方、

施設の老朽化が進行している現在、限りある資源の中で計画的に修繕を行う必要があり、中長期的な修繕計画の早急な策定が求められる。

また、公設老人デイサービスセンターは、施設は市の所有であり、指定管理期間は5年と短期である。そのため、指定管理者は自らのリスク分担の金額基準（500万円未満）であっても、緊急性が高くなければ、比較的高額な修繕へのインセンティブは働きにくい状況にある。施設担当者へのヒアリングにおいても、継続して事業運営できる保証がない中で、指定管理期間の後年になればなるほど、緊急性が高くなければ高額な修繕には躊躇してしまうという意見も聞かれた。

実際の修繕費の状況からも、全施設における平均の修繕費は増加傾向にあるとはいえ、平成26年度の全施設の平均経常支出（68,986千円）に占める平均の修繕費（1,027千円）は1.5%程度である。平成26年度の各施設（1施設を除く）の繰越資金残高の平均は56,479千円であり、利用者へのサービス向上の観点から、有効な資金投下ができるインセンティブの付与が求められる。

(ウ) 施設と備品の区分

老人デイサービス事業において入浴設備は、必要不可欠な設備である。入浴設備については「施設の一部」として定義されている指定管理施設と「備品」と定義されている指定管理施設があり、取扱いが統一されていなかった。制度所管課からの統一の指示等もなく、判断は各区所管課に委ねられている状況であった。

入浴設備は特（寝）浴が500万円前後、中間（座）浴が400万円前後と高額である。そのため、老朽化等により入浴設備の取替えが必要となった場合、「施設の一部」と定義されれば、その取替は「修繕」となり、リスク分担により500万円以上の場合は市の負担となる。

一方で「備品」と定義されれば、原則、指定管理者の負担となり、「備品」と定義されている施設の指定管理者にとっては大きな負担となる。5年という指定管理期間に対して、使用可能期間が長かつ高額な取替えに伴う支出は、上記(イ)の修繕と同様にインセンティブが働かない要因となる。各施設に同様な設備が設置されているため、事業運営の公平性の観点から、入浴設備の取扱いを統一することが求められる。

また、「備品」と定義されている場合の調達方法が、購入（一括または割賦）で対応している施設とリースで対応している施設があった。備品は、指定管理者が調達したものは、その帰属（所有権）は指定管理者となるため、指定期間終了時に当該備品を引き続き施設で利用するためには、指定管理者から寄附を受ける必要がある。指定管理者が変更するような場合、寄附を受けた備品は施設に残すことになるが、割賦購入及びリースで調達している場合は、契約主体や支払残額等の対応が必要になる。このことを想定した上で、備品の調達方法を明確にすることが求められる。

ウ 安全性の確保について

施設管理においては、安全性の確保が重要である。

指定管理者は、日常点検等で施設の現状を把握し、必要な修繕を行う必要がある。各指定管理者は、修繕が必要な箇所を把握し、市所管課に伝えていた。

一方、指定管理者制度を導入した場合でも、施設の設置者は本市であり、施設の管理は市の事務であることに変わりはない。その責任を果たすため、市はモニタリングにより、指定管理者へ指導などを行い、安全で良質なサービス提供に努める必要がある。しかし、定期的に施設に立ち入り現地確認を行っていない所管課も見受けられた。

◆ この項目のまとめ

【備品】

- ・資産保全の観点から、市所有の備品を確認し、備品整理番号票を貼付するなど適正な備品管理が求められる。
- ・市と指定管理者で高額な備品購入等の協議が難航している実態が見受けられた。

【施設修繕】

- ・指定管理者からのヒアリングによれば、ボイラーなど高額な設備が故障した際の対応について強い懸念を持っていることがうかがえる。
- ・500万円以上の大規模修繕については、工事を部分的改修することで1件あたりの工事費を500万円未満として指定管理者が修繕している実態が見受けられた。
- ・市が実際に修繕を行う場合、予算措置がされていないために、各区に配当されている区政推進費の緊急対応分で対応している。
- ・施設が市の所有であり、また指定管理期間が5年と短期で、しかも指定管理者のリスク分担が500万円未満と範囲が広いことから、指定管理者にとって高額な修繕や剰余金を施設の長寿命化に活用しようとするインセンティブが働かない状況が見受けられる。

【入浴設備】

- ・「施設の一部」か「備品」のどちらかに定義を統一することが求められる。
- ・高額な「備品」については、購入（一括または割賦）で対応している施設とリースで対応している施設がある。割賦購入やリースでの対応の場合、指定管理者が変更された場合に残る当該備品の支払残高等を想定した市の対応が必要になる。

【安全性】

- ・市所管課は、施設設置者としての責任を果たし、かつ安全性を確保するため、定期的に施設に立ち入り現地確認を行うことが求められる。

8 検出事項等

	共通検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	施設内に掲示すべき利用者アンケート結果の掲示がなかった。 (鏡淵, ひばり, 向陽園, かんばらの里, 黒埼荘, 黒埼の里)	協定により定められている事項なので, 適正に取り扱われたい。
	業務委託契約書に, 再委託を承認する条文があった。 (向陽園, 巻, 岩室, 湯東)	指定管理者と契約している業者に再委託を認めることは, 市からみて再々委託となり禁止事項なので, 不要な条文は削除すべき。ただし, 特養等の複数施設で一括契約を行っているような場合は, 協定内容や契約方法を整理されたい。
所管課に関する事項	公表すべき事業報告書の, ホームページへの掲載が遅れている。 (大山台, 早川町, 鏡淵, ひばり, 本町, 向陽園, 小須戸, かんばらの里, 黒埼荘, 黒埼の里)	平成 27 年 5 月 12 日付新行経第 69 号依頼文により定められた掲載期限を経過しているので, 早急に対応されたい。
	施設を紹介する指定管理者のホームページに, 市の指定管理施設である旨の表示がない。 (鏡淵, 向陽園, かんばらの里)	「指定管理者制度運用の手引き」に示されている事項であり, 民間事業者により開設された施設と誤解を与えるものも見受けられるため, 施設表示に準じた表示を行うよう指定管理者に指導されたい。
	募集要項に「経費及び収入は, 法人自体の口座とは別の口座で管理」と記載されているが, 多くの施設で実施されておらず, 拠点区分 ^(※) , あるいは法人全体の通帳で管理されている。 ※拠点区分: 予算管理の単位とし, 一体となって運営される施設, 事業所又は事務所(社会福祉法人会計基準)	実際の運用としては, 介護報酬などは法人が請求するが, 一旦デイサービス単一口座に資金を移動させることや, 当初の運転資金なども単一口座に準備しなくてはならない。デイサービス単一口座を持ち運用することは不可能なことではないが, 合理性が低いことから, 検討が必要である。

	共通検出事項	改善策等
所管課に関する事項	<p>以下の事業は指定管理業務以外の自主事業と考えられるが、自主事業に関する手続きが取られていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）を受け入れる「基準該当サービス」（向陽園，かんばらの里，味方，臯月園，岩室） ・500円程度の実費を徴取する「お試し利用」（ほとんどの施設で実施） ・実費での地域食事会「いどぼたまんま」など（味方） 	<p>障がい者（児）を受け入れることは高齢者との世代交流により，地域に密着したサービスの提供が図られ，「おためし」等は利用促進につながる事が考えられる。</p> <p>なお，自主事業については，地域のニーズに基づき行うことの意義は大きいことから，指定管理者との協議や事業内容の把握について検討されたい。</p>
	<p>各施設から報告される収支報告書において，「資金収支計算書」を提出している施設と「事業活動計算書」を提出している施設があり，報告様式が統一されていなかった。</p> <p>そのため，指定管理者負担で固定資産を取得した場合に，「資金収支計算書」を提出している施設では一括支出と処理し，「事業活動計算書」を提出している施設では減価償却費として処理されていた。</p>	<p>各施設の収支報告書の比較可能性の観点より，報告すべき収支報告書は「資金収支計算書」とするか「事業活動計算書」とするか，収支報告書の定義及び様式について統一されることが望まれる。</p>
	<p>ほとんどの施設において，協定書に記載されている備品と現場での状況が一致していない。市の備品台帳に記載されていない事例も見受けられる。</p>	<p>これは，少なくとも協定更新時に行われるべき備品の棚卸（現物確認）がされていないことによるものである。備品の有無，台帳等の整備，備品整理番号票の貼付など，適正に備品管理を行われたい。</p>

大山台	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	目標管理型評価書の掲示がない。	協定により定められた事項なので，適正に取り扱われたい。
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

藤 見	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	旅費支給誤りがあった。(自動車の1 km未満の距離の端数処理誤り)。	チェック体制の強化に努められたい。

早川町	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	再委託承認申請書が遅く提出されていた。	承認後再委託を行うこととされているので、協定締結後直ちに行われたい。
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

鏡 淵	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	収支報告書の3つの費目で、金額の一部を他の費目に計上していた。	支出額の計上実態が正しく表されなくなるため、正規に流用等の手続きを実施されたい。
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

ひばり	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	切手が、鍵のない机の引出しに保管され、また、受払簿等を備えていなかった。	一般に換金性の高い有価物や現金は不正リスクが高く、個人使用の流用等を防止する観点から、有価物等の管理体制の見直しを行われたい。
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

本 町	個別検出事項	改善策等
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

向陽園	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	指定管理者が管理する敷地内に、隣接の関連施設が市の許可なく自動販売機(3台)を設置している。	無許可物件のため、これらを継続して使用するなら、所定の手続きを取られたい。
	人件費が、拠点施設全体の人件費を全体の人数で除し向陽園の人数で按分している。向陽園の職員の積み上げではなく、決算に正しく反映しているとは言い難い。	当該方法で人数按分を行うことは業務実態が正しく反映されず、合理的ではない。実態を適切に表す按分率等になるよう、検討されたい。

所管課に関する事項	市に提出されている備品リストのうち、市所有の冷凍冷蔵庫と製氷機が法人の他の施設で使用されている。市（江南区健康福祉課）の許可を得ているとのことであった。 （この施設では、改修により調理室を廃止している。）	市の備品を他者に使用させるには、協定書を修正するとともに、物品管理規則等に基づいて所定の手続きをとられたい。
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

小須戸	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	業務委託業者等への支払いが遅延している事例があった。	取引上のトラブルを回避する観点から、請求後速やかに支払われたい。
所管課に関する事項	公の施設の目標管理型評価書作成が遅れている。	平成 27 年 5 月 12 日付新行経第 69 号依頼文により定められた期限を経過しているため、早急に対応されたい。

かんばらの里	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	
所管課に関する事項	公の施設の目標管理型評価書作成が遅れている。	平成 27 年 5 月 12 日付新行経第 69 号依頼文により定められた期限を経過しているため、早急に対応されたい。

味方	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	業務委託等の支出負担行為を、契約時ではなく業者から最初の請求書が来た時点で何っている。	この場合、契約行為を何の決裁前に行っていることになる。また、4 月 1 日の何が 6 月ころに決裁されており、書類上 4 月分の支払いが何の決裁前となっている事例がある。契約前に決裁を完了されたい。
	コピー機のリース料の支払いで、実際のリース料は 13,965 円であったが、賃借料の科目に 9,975 円しか予算措置されていなかったため、それを超える料金を消耗品費で支払っていた。	結果的に、賃借料については正しく収支報告されていないことになる。流用等の手続きを適正に実施されたい。

所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	
-----------	---------------	--

月 湯	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	業務委託契約書（シルバー人材センター関係）に、支払う年額・月額が明記されているが、実際は毎月「実務時間×単価＋事務費」で請求され、契約書とは違う金額が支払われている。	契約書どおりの支払いが行われていないことから、契約書の内容を実態に合わせるよう、見直されたい。
	時間外勤務の支給誤りがあった。（集計時間誤り）	チェック体制の強化に努められたい。
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

皐月園	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	消防設備点検業務委託契約書が、印紙の貼付された全く同じものが2通保管してある。	確認のうえ、適切に対応されたい。
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

黒崎荘	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	
所管課に関する事項	〃	

黒崎の里	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	
所管課に関する事項	〃	

巻	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	
所管課に関する事項	〃	

岩 室	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	収支計算書において、本部管理費として月額100千円、いわむろの里（隣接特養）からの車両賃貸料月額37.5千円は、支出を伴わない概算計上であった。	収支計算書は実際の支出額に基づき作成する必要がある。 実際の支出額に基づかない概算計上は恣意的に収支計算書の内容を歪めるリスクがある。 次期以降、収支計算書を適切に作成されたい。

所管課に関する事項	地盤沈下が著しく、外構に設置してあるガスメーター等が傾いている。また、外壁等が沈下に引きずられ支障が出ている。	地盤沈下に関する調査を行い、安全対策を実施されたい。
-----------	---------------------------------------------------------	----------------------------

西 川	個別検出事項	改善策等
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

潟 東	個別検出事項	改善策等
指定管理者に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	
所管課に関する事項	〃	

中之口	個別検出事項	改善策等
所管課に関する事項	共通検出事項に記載のとおり	

9 まとめ（意見）

「新潟市行政改革プラン 2015」では、重点改革項目Ⅲとして「持続可能な財政運営の確立」を位置づけ、その柱として「1 財政予測計画を踏まえた持続可能な財政運営」、「2 ファシリテイマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進」を掲げている。

また、平成 27 年 7 月策定の「新潟市財産経営推進計画」では、次の 4 つを財産経営の柱とするとしている。

- ① 施設の最適化（活用最大化のための単一目的から多機能施設への転換など）
- ② 施設の長寿命化（計画的な維持保全の実施、安全確保など）
- ③ 歳出の削減（施設更新時の規模適正化、効率的な運営など）
- ④ 歳入の確保（未利用資産の売却、貸付、使用料見直しなど）

今回の監査にあたっては、本市の定める財産経営推進計画の視点で、改めて公設老人デイサービスセンターを取り巻く全体状況を確認し、今後の方向性についての検討を行った。

(1) 公設デイサービスセンター設置の経緯と役割

現在の公設老人デイサービスセンター 19 施設は、いずれも平成 12 年の介護保険制度の施行前又は施行に合わせて整備されたものである。介護保険スタート時の施設状況は、現在の市域では老人デイサービスセンターは民間も含めて 52 施設、公設施設が全体の 38% を占め、特に南区では公設 3 施設、民間 2 施設、西蒲区では公設 5 施設、民間 1 施設と、介護保険制度の円滑な実施には公設施設の整備が必要不可欠であった。

また、合併前の旧市町村では、デイサービスセンターと高齢者の生きがいや健康づくり、介護のための施設を集約し、高齢者福祉の拠点施設として整備されたところもあった。

その後、公設施設は 19 施設であるのに対して、民間施設数は大幅に増加し、平成 27 年時点で全体施設数は 275 か所となり、公設の占める割合は約 7% に低下している。

平成 18 年の指定管理者制度導入から 9 年経つが、今回の監査でも「送迎が可能であれば介護度の高い方や認知症でも受け入れてくれる」「施設面積に余裕があり、入浴施設などが充実している」などの声が聴かれ、公設施設は利用者にとって利便性が高く信頼感のあるものとなっている。

(2) 検討すべき問題点

平成 27 年から指定管理期間が更新され、平成 31 年までの 5 年間で新たな指定管理期間とされた。

直近 5 年間の年度別経常収支は次の表のとおりである。

老人デイサービスセンターの年度別経常収支

（単位：千円）

区分		H22	H23	H24	H25	H26	5年間分 通算
全 体	施設数	18	18	18	18	19	18
	平均収益	7,865	8,150	5,497	5,471	1,886	28,868
黒字施設	施設数	15	15	16	14	11	15
	平均収益	9,727	11,317	7,078	8,548	7,845	40,393
赤字施設	施設数	3	3	2	4	8	3
	平均収益	▲1,446	▲7,684	▲7,153	▲5,299	▲6,308	▲23,365

※ 大山台は平成26年度から指定管理制度が導入されたため、H26には算入されているが、5年間分通算には算入されていない。

前述した「財産経営」の視点で、現在の公設デイサービスセンターに係る指定管理者制度のあり方を検討するといくつかの問題点が浮かび上がる。

- ① 施設所有と経営が分離した形で収益性のある介護保険事業が展開されていること
前ページの表のとおり平成 26 年度においては赤字施設が増加しているが、5 年間を通してみると大多数の施設で収支状況は黒字となっている。
- ② 建築後の平均経過年数が 18.4 年となり、施設・設備の老朽化が進行していること
- ③ 指定管理期間が 5 年間と比較的短期であるため、「施設の長寿命化」に対する指定管理者のインセンティブが働きにくいこと
全体としては、指定管理者に収益は累積していくが、施設・設備の維持や修繕に対する指定管理者の投資は必要最低限な水準にとどまっている。
一方、施設所有者である新潟市に施設老朽化のリスクが蓄積する結果となっているが、指定管理者からの収入がないこともあり、施設の長寿命化という視点での対応はなされていない。
- ④ 施設の構造上、法人所有施設と一体で運営されている施設も多く、事実上そうした施設では当該法人以外には指定管理者になることは難しいこと

(3) 制度見直しの基本的方向性

政令指定都市における公設老人デイサービスセンターへの対応状況（25 ページ資料）をみると、本市と同様に、指定管理者から介護保険収入等の一部納付を全く求めず、指定管理者制度により公設施設を維持している都市は、札幌市（7 施設）、川崎市（2 施設）、相模原市（3 施設）のみで、他の都市では様々な方策を講じて問題の解決に取り組んでいる。

以下、そのような対応状況を参考に見直しの基本的方向性を示すと、次のとおりとなる。

ア 施設の長寿命化のためには、施設を適正な価格で売却し、施設の所有と経営を一体化することが最も望ましい。

政令市の中でも、かつて所有していた公設施設を民間に有償で売却又は無償で譲渡し、公設施設をなくしている都市が多い。本市の施設も老朽化が進む中でどの程度、売却できるかという問題もあるが、仮に無償譲渡になったとしても、施設の長寿命化という観点では現状よりはベターであるといえる。

他の市施設との複合施設であるものについても、区分所有も含めて、売却・譲渡の可能性を検討すべきである。

また、今後の検討にあたっては、平成 27 年度の介護報酬改定において、これまでの利益率が高すぎるとして、特別養護老人ホーム、通所介護施設に対して厳しい内容の改定が行われたということにも留意する必要がある。

イ 特に、施設の構造上、法人所有施設と一体化されており、事実上、他の指定管理者では管理運営できない施設については、売却・譲渡を基本とすべきである。

ウ 他の市施設との複合施設であるなど売却・譲渡が難しい施設については、収益の一定割合あるいは減価償却費相当額を市に納付してもらい、施設改修については市が責任を

持つことで、長寿命化へのインセンティブが働くようにする。

政令市の中で次の3市はこのような制度をすでに導入している。

○京都市（39 施設）

減価償却費相当額として「工事費×1/4÷39年」を39年間納付

○神戸市（7 施設）

介護報酬収入の3%を市に納付

○福岡市（11 施設）

平成18年、公設デイサービスセンター11施設を事業廃止して普通財産化し、運営法人に有償貸付

エ 社会福祉法人制度改革に基づく福祉サービスへの内部留保資金の再投下

現在進められている社会福祉法人についての制度改革では、財務規律の強化として、内部留保の明確化及び社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資が打ち出されている。公設デイサービスセンターの指定管理者に対しても、この制度を適用して、内部留保金の一定割合の再投資を義務付けることも考えられるが、「5年」という短期の指定管理期間が障害となり、有効に機能するかは疑問である。

大別して3つの方向性を示したが、平成31年度までの現在の指定管理期間中に、立地している地域の特性や施設整備の経緯、施設・設備の実情、指定管理者の意向、業務に従事する職員の処遇などの諸条件を踏まえて、しっかり検討し、4年後の次期指定管理期間更新時までには施設別に最も有効な方向性が打ち出されることを期待する。

(資料)

政令指定都市における公設(市設置)老人デイサービスセンターへの対応

都市名	対 応
札幌市	7施設・指定管理者制度・収益一部納付なし※
仙台市	H21に2施設を公設廃止・有償譲渡, 現有4施設: 指定管理・収益一部納付なし※
さいたま市	デイサービスなど3施設を無償譲渡及び民営化, 現有6施設: 指定管理・収益納付なし※
千葉市	特養等2施設・無償譲渡, 現有3施設=H27で事業廃止: 民間自主事業に
横浜市	H16 特養等3施設廃止→廃止後, 民間で改修・運営。公設デイなし
川崎市	2施設: 指定管理者制度・収益一部納付なし※
相模原市	3施設: 指定管理者制度・収益一部納付なし※
新潟市	19施設: 指定管理者制度・収益一部納付なし※ H20年度末に1施設廃止(老朽化等)
静岡市	H20 デイサービス1施設売却, H27年度末2施設廃止・民営化
浜松市	公設デイサービスセンターなし
名古屋市	公設デイサービスなし, 過去事業廃止1施設, 特養1施設無償譲渡
京都市	公設デイサービス39施設: 指定管理・減価償却費相当額として〈工事費×1/4÷39年〉納付
大阪市	公設デイサービスなし, 特養3施設: H28から民間移管(H27公募)
堺市	公設デイサービスなし
神戸市	公設デイサービス7施設: 指定管理・介護報酬収入の3%納付
岡山市	9施設: 指定管理者制度・収益一部納付なし, 過去事業廃止1施設
広島市	公設デイサービスセンターなし, 過去養護老人ホーム廃止1施設
北九州市	過去に特養等3施設廃止, デイ廃止1, 現有公設デイ1施設: 指定管理・収益一部納付なし※
福岡市	H18 市立デイ11施設を事業廃止・普通財産化→運営法人に有償貸付
熊本市	公設デイサービスセンターなし, 過去に公設廃止・無償譲渡

※「収益一部納付なし」は、平成27年度時点の協定書上の記載の有無を示している。

(資料)施設概要

区	施設名	土地	建物		定員 (平成26年4月1日現在)	
		敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構造	定員数 (人)	内訳
東区	老人デイサービスセンター大山台	25,596.4m ² (3施設合計)	116.87	鉄コ2階	10	認知症対応型通所介護:10名
東区	老人デイサービスセンター藤見	2,432.03	591.94	鉄コ3階	30	介護予防通所介護:25名 認知症対応型通所介護:5名
中央区	老人デイサービスセンター早川町	1,652.09	554.27	鉄コ6階	30	介護予防通所介護:30名
中央区	老人デイサービスセンター鏡淵	1,427.31	565.60	鉄コ2階	30	介護予防通所介護:30名
中央区	老人デイサービスセンターひばり	1,502.14	439.52	鉄コ2階	30	介護予防通所介護:30名
中央区	老人デイサービスセンター本町	645.04	588.98	鉄コ4階	30	介護予防通所介護:25名 認知症対応型通所介護:5名
江南区	老人デイサービスセンター向陽園	2,259.92	681.74	鉄コ 平屋建	30	介護予防通所介護:30名
秋葉区	老人デイサービスセンター小須戸	4,998.64	581.95	鉄コ 平屋建	30	介護予防通所介護:30名
秋葉区	老人デイサービスセンターかんぱらの里	2,005.00	359.39	鉄コ 平屋建	30	介護予防通所介護:30名
南区	老人デイサービスセンター味方	3,502.55	680.38	鉄コ 平屋建	35	介護予防通所介護:35名
南区	老人デイサービスセンター月湯	6,769.26	531.06	鉄コ 平屋建	30	介護予防通所介護:30名
南区	老人デイサービスセンター皐月園	345.05	191.50	鉄コ 平屋建	20	介護予防通所介護:20名
西区	老人デイサービスセンター黒崎荘	6,474.97	347.89	鉄コ 平屋建	30	介護予防通所介護:30名
西区	老人デイサービスセンター黒崎の里	2,062.94	600.75	鉄コ2階	30	介護予防通所介護:30名
西蒲区	老人デイサービスセンター巻	4,412.71	580.38	鉄コ3階	30	介護予防通所介護:30名
西蒲区	老人デイサービスセンター岩室	1,253.43	497.63	鉄骨造 平屋建	29	介護予防通所介護:29名
西蒲区	老人デイサービスセンター西川	2,700.00	735.02	鉄コ 平屋建	32	介護予防通所介護:32名
西蒲区	老人デイサービスセンター渦東	5,488.72	503.00	鉄コ 平屋建	28	介護予防通所介護:28名
西蒲区	老人デイサービスセンター中之口	4,456.38	404.30	木造一部 鉄コ平屋 建	35	介護予防通所介護:35名
合計						

利 用 人 数														
平成24年度					平成25年度					平成26年度				
要介護	要支援	認知症 介護	認知症 予防	合 計	要介護	要支援	認知症 介護	認知症 予防	合 計	要介護	要支援	認知症 介護	認知症 予防	合 計
-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	601	-	601
6,704	811	716	0	8,231	6,731	644	1,050	0	8,425	6,782	1,040	873	0	8,695
7,258	1,092	0	0	8,350	7,322	890	0	0	8,212	6,363	906	0	0	7,269
6,451	1,813	0	0	8,264	6,519	1,705	0	0	8,224	6,682	1,470	0	0	8,152
5,976	1,225	0	0	7,201	5,195	1,007	0	0	6,202	5,157	952	0	0	6,109
7,324	720	979	0	9,023	6,838	1,090	1,040	0	8,968	6,594	1,259	1,132	4	8,989
7,593	2,010	0	0	9,603	6,983	2,058	0	0	9,041	6,893	1,926	0	0	8,819
5,974	1,620	0	0	7,594	6,498	2,148	0	0	8,646	5,992	2,697	0	0	8,689
7,161	296	0	0	7,457	7,621	510	0	0	8,131	7,385	435	0	0	7,820
6,494	1,805	0	0	8,299	6,073	1,504	0	0	7,577	5,877	1,910	0	0	7,787
5,832	1,245	0	0	7,077	6,215	1,123	0	0	7,338	6,701	1,089	0	0	7,790
2,913	967	0	0	3,880	3,883	494	0	0	4,377	3,562	1,105	0	0	4,667
6,094	1,062	0	0	7,156	6,681	1,082	0	0	7,763	7,927	1,073	0	0	9,000
8,107	1,877	0	0	9,984	7,534	2,281	0	0	9,815	6,773	2,667	0	0	9,440
6,035	657	0	0	6,692	6,155	894	0	0	7,049	5,837	947	0	0	6,784
5,607	1,455	0	0	7,062	5,694	1,436	0	0	7,130	5,504	1,465	0	0	6,969
5,851	1,652	0	0	7,503	6,308	2,097	0	0	8,405	6,439	1,939	0	0	8,378
6,437	622	0	0	7,059	5,828	1,042	0	0	6,870	5,696	1,049	0	0	6,745
8,508	1,117	0	0	9,625	8,903	1,009	0	0	9,912	8,653	1,032	0	0	9,685
116,319	22,046	1,695	0	140,060	116,981	23,014	2,090	0	142,085	114,817	24,961	2,606	4	142,388